

「地域密着型通所介護」重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第 3671300519 号)

当事業所は、利用者に対して地域通所介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 緊急時の対応について	5
6. 事故発生時の対応について	5
7. 苦情の受付について (契約書第 22 条参照)	6

1. 事業者 那賀町より受託経営

- (1) 法人名 社会福祉法人 那賀町社会福祉協議会
- (2) 事務所の所在地 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 3 1 番地 1
- (3) 電話番号 0 8 8 4 - 6 4 - 0 0 2 6
- (4) 代表者氏名 会長 大 西 英 雄
- (5) 設立年月日 平成 1 7 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所 平成 2 8 年 4 月 1 日指定
事業所番号 3 6 7 1 3 0 0 5 1 9 号
- (2) 事業所の目的 地域通所介護は、介護保険法令に従い利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に地域通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 那賀町木沢デイサービスセンター「やまびこ荘」
- (4) 事業所の所在地 徳島県那賀郡那賀町木頭字前田 5 2 番地 1
- (5) 電話番号 0 8 8 4 - 6 5 - 2 1 2 6
- (6) 事業所長(管理者)氏名 臼 谷 岳 二
- (7) 当事業所の運営方針 要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- (8) 開設年月日 平成 6 年 6 月 2 7 日

(9) 居室・設備の種類

居室・設備の種類	室 数	備 考
機能訓練室	1 室	床面積 5 2 . 0 0 m ²
食 堂	1 室	床面積 8 0 . 0 0 m ²
特殊浴室	1 室	床面積 3 1 . 2 0 m ²
一般浴室	1 室	床面積 3 4 . 3 2 m ²
休 養 室	1 室	床面積 2 3 . 6 0 m ²

(10) 通常の事業の実施地域 那賀町全域

(11) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日 ~ 金曜日
営 業 時 間	8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 1 5 分

サービス提供時間	9時30分～16時
----------	-----------

ただし、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月29日～1月3日)、お盆(8月14日～16日)を除きます。

(12) 利用定員 10人

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して地域通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員	備 考
1. 管理者・生活相談員	1 名	兼 務 (介護福祉士)
2. 介護職員	1 名	
3. 看護職員	1 名	准看護師 (非常勤)
4. 機能訓練指導員	1 名	看護師
5. 調理員	1 名	

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
2. 介護職員	勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
3. 機能訓練指導員	勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額を利用者(契約者)に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9～8割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ① 食事 (但し、食事の提供に要する費用は、別途いただきます。)

- ・当事業所では、栄養、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、医師の指示による特別食についても提供します。
- ・利用者の自立支援のため食堂にて食事を摂って頂くことを原則としています。
(食事時間) 12:00～13:00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・利用者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な残存機能訓練又はその減退を予防するための訓練を行います。

<サービス利用料金(1回当たり)> (契約書第8条参照)

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

地域通所介護(例) 6時間～7時間ご利用の場合

*自己負担割合が1割の場合

(単位:円)

1 利用者の要介護度 とサービス利用料金	要 介 護 度				
	1	2	3	4	5
	6,760	7,980	9,220	10,450	11,680
2 うち、介護保険から 給付される金額	6,084	7,182	8,298	9,405	10,512
3 サービス利用に係る 自己負担額	676	798	922	1,045	1,168

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、利用者(契約者)が保険給付の申請を行うために必要となる事項を

記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事に要する費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担

額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食材料費及び調理費相当の費用です。

料金：1回当たり500円

② 複写物の交付

利用者(契約者)は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただくことがあります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合、事業者は契約者に対して、速やかに変更の時期及び変更後の金額をご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービスを利用された月の翌月25日(農協休業日の場合は直後の営業日)に、利用者又は契約者の農協口座から引き落としとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

① 利用予定日の前に利用者(契約者)の都合により、地域通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

③ サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者(契約者)の希望される期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者(契約者)に提示して協議します。

5. 緊急時の対応について

事業者は、サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、下記のかかりつけ医及び契約者(家族等)へ連絡を行う等、以下の手順で速やかに対応します。なお、送迎車には緊急連絡簿を携帯します。

利用者の かかりつけ医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
	氏名 利用者との続柄	

緊急連絡先(家族等)	住所 電話番号	
------------	------------	--

*緊急時の対応の手順

- ① 看護職員等により応急処置に全力をつくす。
- ② 那賀町木沢診療所または、上那賀病院へ救急搬送します。
(送迎中の緊急時には近くの診療所に受診・事業所に連絡)
- ③ 契約者に連絡(来院していただく場合もあります。)
- ④ 診療担当医から契約者に病状説明
- ⑤ 緊急発生状況の記録

6. 事故発生時の対応について

事業者は、サービス提供中に利用者に怪我等事故が発生した場合は、以下の手順で速やかに対応します。なお、事業者が自己の責めに帰すべき事由により、利用者または契約者に損害を生じさせた場合は賠償する責任を負います。

*事故発生時の対応の手順

- ① 看護職員等により応急処置に全力をつくす。
- ② 那賀町木沢診療所または、上那賀病院へ救急搬送します。
- ③ 契約者に連絡・事故内容の説明
- ④ 契約者、担当医師、当事業所の三者間で、今後の処遇を協議
- ⑤ 事故原因の究明
- ⑥ ⑤の結果を契約者に説明
- ⑦ 事故発生状況の記録
- ⑧ 保険者へ事故発生状況の報告
- ⑨ 再発防止策の検討

7. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

職名:生活相談員 白谷 岳二

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

○電話番号 0884-65-2126 IP番号 050-8800-4001

また、苦情受付ボックスを事務室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付時間

那賀町役場各支所 介護保険担当課	所在地 那賀町延野字王子原31番地1 電話番号 0884-62-1141 FAX 0884-62-1115
---------------------	--

	受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話番号 088-666-0111 FAX 088-666-0116 受付時間 10:00～16:00
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島市中昭和町1丁目2番地 電話番号 088-654-4461 FAX 088-654-9250 受付時間 10:00～16:00

地域通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

那賀町木沢デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員 氏名 白谷 岳二 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 徳島県那賀郡那賀町

氏名 印

契約者住所 徳島県

氏名 印

利用者との続柄